

自動車ターミナル法

1. 案内情報

- 手続名 : トラックターミナルの位置、規模、構造又は設備の変更
手続根拠 : 自動車ターミナル法第11条、同施行規則第5条
手続対象者 : 位置、規模、構造又は設備を変更しようとする者
軽微な変更にあつては、変更した者
提出時期 : 位置、規模、構造又は設備を変更しようとするとき
軽微な変更にあつては、変更したとき
提出方法 : トラックターミナル位置等変更許可申請書又は軽微変更届出書を作成し、下記へ提出してください。
・北海道運輸局自動車部
・東北運輸局自動車部貨物課
・新潟運輸局自動車部貨物課
・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課
・中部運輸局自動車部貨物運送振興課
・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課
・中国運輸局自動車部貨物課
・四国運輸局自動車部貨物課
・九州運輸局自動車部貨物運送振興課
・沖縄総合事務局運輸部
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 自動車ターミナル事業法施行規則第4条・第5条、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 :

- ・北海道運輸局自動車部貨物運送振興課 011-290-2743
- ・東北運輸局自動車部貨物課 022-299-8868
- ・新潟運輸局自動車部貨物課 025-244-7579
- ・関東運輸局自動車第二部貨物運送振興課 045-211-7248
- ・中部運輸局自動車部貨物運送振興課 052-961-8037
- ・近畿運輸局自動車部貨物運送振興課 06-6949-6448
- ・中国運輸局自動車部貨物課 082-228-3438
- ・四国運輸局自動車部貨物課 087-835-6365
- ・九州運輸局自動車部貨物運送振興課 092-472-2528
- ・沖縄総合事務局運輸部陸運第一課 098-866-0031

受付時間 : 提出先へお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 提出先に同じ。

3. 手続情報

審査基準 : 自動車ターミナル法第11条第2項

標準処理期間 : 2ヶ月

不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)